令和８年第３回隠岐の島町議会定例会会議録（第１日目）

招 集 年 月 日　　令和８年９月９日

招 集 場 所　　隠岐の島町下西７８番地２　　隠岐の島町役場

開 会 宣 告　　令和８年９月９日（金）９時２９分　開会

会議録署名議員の氏名　１２番　前　田　芳　樹　議員　　１３番　石　田　茂　春　議員

○　出席議員

１番	松　山　　貢	６番	牧　野　牧　子	１１番	安　部　大　助
２番	村　上　　一	７番	齋　藤　則　子	１２番	前　田　芳　樹
３番	西　村　万里子	８番	村　上　謙　武	１３番	石　田　茂　春
４番	脇　田　千代志	９番	菊　地　政　文	１４番	髙　宮　陽　一
５番	山　田　浩　太	１０番	西　尾　幸太郎		

○　地方自治法第１２１条の規定により出席した者の職氏名

町長	池　田　高世偉	水産振興室長	木　瀬　高　宏
副町長	大　庭　孝　久	建設課長	岸　本　則　和
教育長	野　津　浩　一	都市計画課長	石　田　　傑
会計管理者	野　津　千　秋	環境課長	原　　秀　人
総務課長	宇　野　慎　一	エネルギー対策室長	野　津　寿　天
危機管理室長	柳　原　　潔	国民スポーツ大会推進課長	田　崎　幸　雄
地域振興課長	橋　本　博　志	上下水道課長	藤　田　将　之
財政課長	池　本　繁　樹	布施支所長	坂　本　　忠
施設管理課長	堀　川　秀　樹	五箇支所長	石　橋　忠　夫
税務課長	島　根　美　香	都万支所長	近　藤　勝　志
町民課長	和　田　美由貴	中出張所長	黒　川　直　照
保健福祉課長	中　村　恒　一	総務学校教育課長補佐	齋　賀　千　春
住民福祉担当課長	茶　山　　宏	社会教育課長	砂　川　祐　一
商工観光課長	藤　野　　一	中央公民館長	藤　田　留　美
農林水産課長	曽我部　一　彦	代表監査委員	長　田　寿　幸

○　職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長　　田　中　　挙　　事 務 局 長 補 佐　　前　田　静　香

○　町長提出議案の題目

議第６２号	隠岐の島町犯罪被害者等支援条例
議第６３号	隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
議第６４号	地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
議第６５号	令和８年度隠岐の島町一般会計補正予算（第３号）
議第６６号	令和８年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）
議第６７号	令和８年度隠岐の島町水道事業会計補正予算（第１号）
議第６８号	令和８年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第１号）
議第６９号	令和７年度隠岐の島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
認定第１号	令和７年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号	令和７年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号	令和７年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号	令和７年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号	令和７年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号	令和７年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について

議事の経過

○議長（ 安 部　 大 助 ）

ただ今から、令和８年第３回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開　会　宣　告　　９時２９分 ）

これから、本日の会議を開きます。

（ 開　議　宣　告　　９時２９分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 １．会議録署名議員の指名

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により12番：前田 芳樹　議員、13番:石田 茂春　議員を指名します。

日 程 第 ２．会期の決定

会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月 25 日までの 17 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの17日間に決定いたしました。

日 程 第 ３．諸般の報告

諸般の報告を行います。

去る、令和８年第２回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについてご報告申し上げます。

まず７月１日に愛知県豊田市議会が行政視察に来られました。

視察では隠岐世界ジオパーク推進機構の取り組みについて質問され、推進機構の組織や教育・観光・外部組織との連携などについて確認されました。

次に７月 29 日に「知事との意見交換会」に出席し、昨年に引き続き特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の制度拡充を要望いたしました。隠岐に来島される島外の方の隠岐航路及び航空路運賃についても島民同様に助成するよう強く要望し、離島航路の維持と地域活性化に向け、更なる支援をいただけるようお願いをしたところであります。

次に８月 18 日から 21 日にかけて、総務教育民生常任委員会委員４名と私の計５名で北海道根室市を視察し、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく自治体の取組」について調査いたしました。本町議会では本年２月、政府に「竹島領有権回復への取り組みの強化と特別措置法の制定を求める意見書」を提出したところであり、本町同様、領土問題に取り組んでいる根室市の現状や課題をお

聞きし、大変実りある視察となりました。総務教育民生常任委員会の視察につきましては、後日委員長から報告をいただきたいと思います。

次に８月 28 日に隠岐島町村議会議長会臨時総会をＷＥＢ会議で行い、島根県町村議会議長会からの報告事項等について協議いたしました。また、今後の隠岐島町村議会議長会の運営について協議し、隠岐島４町村議会の連携を深めるため、定期的にＷＥＢ会議を開催する方向で話をいたしました。

続いて、去る６月定例会において議決されました委員会及び議員提出議案について、お手元に配付した意見書処理報告のとおり関係先に送付いたしました。

最後に、請願・陳情等につきましては、本日までに１件の要望書を受理いたしました。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、要望書は所管の常任委員会に付託することといたしました。また、本日ご報告した行政視察の件につきましては、前回の定例会に諮ることができなかったため、別紙により議員派遣のご報告といたします。

以上、ご報告いたしました会議等に関する資料は事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日 程 第 ４．行政報告

行政報告を行います。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

おはようございます。

令和８年第３回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず始めに、７月に令和８年熊本地震が発生いたしました。また、８月に入ってからは、全国各地で豪雨災害が発生しております。そして世界に目を向ければ、ネパールと中国の国境付近で大規模な土石流が発生し、甚大な被害がもたらされました。これらによりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を祈りながら、本町といたしましても、島根県や他の市町村と連携し、できる限りの支援に取り組んでまいります。

さて、残暑厳しき中にも、日毎に秋の気配を感じる時期となりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお喜び申し上げます。

本日、令和８年第３回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の制定、令和８年度一般会計補正予算など、14 件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、６月に開催をいたしました令和８年第２回隠岐の島町議会定例会以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、「令和８年度 第２回 全国離島振興協議会正副会長会議並びに要望活動」について、ご報告申し上げます。

７月１日、東京都におきまして「令和８年度 第２回 全国離島振興協議会正副会長会議並びに要望活動」が開催され、出席いたしました。有人国境離島法の早期改正・延長実現をはじめとする「令和９年度離島振興の促進等に関する４項目」について、関係する衆参国会議員に対し、要望活動を行ったところであります。

ご案内のとおり、７月８日に開催されました参議院本会議におきまして、「改正有人国境離島法」が賛成多数で可決され、これにより法の期限が 2037 年３月 31 日まで 10 年間延長されることとなりましたことを申し添えます。

次に、「隠岐－出雲線就航 60 周年記念イベント」の開催について、ご報告申し上げます。

７月５日、隠岐世界ジオパーク空港におきまして、隠岐－出雲線就航 60 周年を祝う記念イベントを開催いたしました。

式典では、島根県知事をはじめ、多くのご来賓の方にご臨席を賜るとともに、イベントでは多くの町民の方にご来場いただきました。隠岐－出雲線は、就航以来、島民の生活路線として、また観光・ビジネス・医療などを支える重要な交通インフラとして運航を続けてきました。これまで路線を支えていただいた利用者や関係者の皆様への感謝の意を表するとともに、当路線の重要性を改めて認識する意義深いイベントであったと感じております。隠岐－出雲線就航 60 周年を新たな出発点として、更なる利用促進に取り組んでまいります。

次に、「第 21 回学童交流野球大会ござんせカップ」の開催について、ご報告申し上げます。

大阪府豊中市との交流事業の一環として、８月８日、９日の２日間にわたり、「第 21 回学童交流軟式野球大会ござんせカップ」を開催いたしました。本年も、岡山県高梁市や松江市からもご参加いただき、全 12 チームで盛大に開催することができました。

飛行機の到着が遅れるハプニングもありましたが、大会前日には全参加チームでバーベキューを行い地元チームとの友好を深めるとともに、隠岐の魅力を満喫していただきました。地元関係者をはじめ、多くの町民の皆様にご協力をいただき、炎天下の中、大会が無事終了いたしましたことに改めて感謝申し上げます。

引き続き、児童生徒の健全育成、交流人口の拡大に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、「はたちの集い」の開催について、ご報告申し上げます。

８月 15 日、隠岐島文化会館におきまして、「はたちの集い」を開催いたしました。

本年度の式典の対象者は、中学生であった時期に様々な学校行事が中止になるなど、10 代半ばの多感な時期をコロナ禍による制限の中で過ごした世代であります。今回の式典に 100 名もの多くの出席があった背景には、つらい時期を共に過ごした仲間を想う心の表れがあると感じております。

また、出席者代表の謝辞では「今後、どのような人生を歩むにしても、この島で育ち、学んだことを忘れずに、誇りをもって生きていこうと思います」との力強いメッセージをいただき、未来に期待を抱かせる式典となりました。

次に、「令和８年度 第 17 回 全国離島交流中学生野球大会」の開催について、ご報告申し上げます。

８月 17 日から４日間の日程で、本町におきまして、「令和８年度 第 17 回 全国離島交流中学生野球大会」を開催いたしました。地理的な環境から島外との交流機会が少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通して「島」と「島」との交流を図り、青少年の健全な育成を促進することで、離島地域の振興に寄与することを目的としたものであります。

本年は、初参加となりました西ノ島町の「西ノ島チョーヤッサー」を含む、全国 26 の離島自治体より 22 チーム、総勢 600 数十名の方が来島され、熱戦が繰り広げられました。猛暑の中での大会となりましたが、関係者の皆様のご協力により、無事に全日程を終えることができました。

議員各位はもとより、本大会の運営にご協力いただきました関係者の皆様に、改めまして感謝を申し上げます。

最後に、「令和９年度予算編成及び施策に関する島根県及び国への要望活動」について、ご報告申し上げます。

９月３日、４日の両日にわたり、令和９年度予算編成及び施策につきまして、島根県知事、

並びに島根県選出国会議員等への要望活動を行いました。一つの自治体だけでは解決することができない人口減少対策や、物価高騰対策を始めとする63項目につきまして、島根県町村会会長として要望を行たところであります。

今後も引き続き、各自治体が地方創生に向けた取組を継続するとともに、更に充実強化できるよう、積極的に要望活動を行ってまいります。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、６月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、行政報告を終わります。

日 程 第 ５．町長提出議案の上程

町長提出議案の上程を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第62号「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」から認定第６号「令和７年度隠岐の島町下水道事業会計決算の認定について」までの14件を一括して議題といたします。

日 程 第 ６．提案理由の説明

提案理由の説明を行います。

ただ今、議題となりました14件の議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

池田町長。

○番外（ 町長　池 田　 高 世 偉 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第62号から議第64号までの３件につきましては、条例の制定、及び一部改正に関する議案であります。

まず、議第62号の「隠岐の島町犯罪被害者等支援条例」についてでありますが、犯罪被害に遭われた方々の権利や利益の保護を図るとともに、住民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第63号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてでありますが、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の改正に伴い、特定暗号資産に係る所得について分離課税の特例が新設され、これに併せて地方税法が改正されたことから、所要の改正を行う

ものであります。

次に、議第64号の「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」についてでありますが、国の制度改正により地域再生法に基づく固定資産税の課税免除等の特例措置について、その適用期限が延長されるとともに、対象となる償却資産の範囲が明確化されたことから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第65号から議第68号の４件につきましては、令和８年度一般会計及び特別会計、並びに公営企業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第65号の「令和８年度一般会計補正予算（第３号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は２億2,315万円の追加でありまして、補正後の予算額を205億147万６千円とするものであります。

補正の主な内容は、老人保護措置事業、航空機利用促進対策事業、災害に強く安全安心な道路整備事業、町単土地改良事業、林業振興事業、下水道接続促進事業などに要する経費の増額であります。

また、各費目におきまして、人事異動等に伴う人件費の補正予算を計上しております。

あわせまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第66号の「令和８年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号)」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は、2,044万７千円の追加でありまして、補正後の予算額を19億2,754万７千円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額、国保システム改修費の増額、過年度分県補助金の額確定による返還金の追加であります。

次に、議第67号の「令和８年度水道事業会計補正予算（第１号)」についてでありますが、収益的予算の補正額は、収益的支出において33万５千円の追加でありまして、補正後の予算額を６億1,796万６千円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動による職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において１千円の追加でありまして、補正後の予算額を５億8,765万円とするものであります。

補正の内容は、人事異動による職員給与費の増額であります。

これによりまして、第４条において流用することができない経費である職員給与費も併せて増額補正しております。

次に、議第68号の「令和８年度下水道事業会計補正予算（第１号)」についてであります

が、収益的予算の補正額は、収益的支出において36万7千円の追加でありまして、補正後の予算額を9億7,709万1千円とするものであります。

補正の主な内容は、人事異動による職員給与費の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において407万7千円の減額でありまして、補正後の予算額を16億1,926万2千円とするものであります。

補正の内容は、人事異動による職員給与費の減額であります。

これによりまして、第4条において流用することができない経費である職員給与費も併せて減額補正しております。

次に、議第69号の「令和7年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定」についてでありますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、決算認定にあたり資金不足比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告するものであります。

続きまして、認定第1号の「令和7年度一般会計歳入歳出決算の認定」についてから、認定第6号「令和7年度下水道事業会計決算の認定」についてまでの6件につきましては、地方自治法第233条第3項、及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が終了いたしましたので、同項の規定に基づき監査委員の意見書とともに、議会の認定に付するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、決算認定にあたり健全化判断比率及び資金不足比率と、その関係書類についても監査委員の審査に付し、監査委員の意見書を付けて当該比率を議会に報告するものであります。

以上、14件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（　本会議休憩宣告　　9時５６分　）

（　全員協議会開会宣告　　９時５６分　）

○議長（ 安 部　 大 助 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（　全員協議会閉会宣告　１０時３５分　）

（　本会議再開宣告　　１０時３５分　）

日 程 第 ７．決算審査報告

決算審査報告を行います。

長田代表監査委員より、令和７年度決算審査の報告を求めます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

長田代表監査委員。

○番外（ 代表監査委員　長 田　 寿 幸 ）

お久しぶりです。代表監査委員の長田でございます。本日はよろしくお願いします。

それでは、去る８月１日に町長のほうから審査に付されました令和７年度隠岐の島町一般会計と、そして４つの特別会計、及び公営企業会計の歳入歳出決算につきまして、西尾監査委員とともに審査を行い、８月31日付けで審査意見書を町長のほうへ提出させていただきました。

そして報告させていただきましたので、その内容について概要を意見書に沿って議会のほうへもご説明いたします。

なおですね、歳入歳出決算審査のほかにですね、基金の運営状況の審査、それから普通会計の健全化審査、及び公営企業会計の経営健全化審査につきましても同時に実施いたしましたので、あわせて報告させていただきます。

意見書のほう、１枚めくっていただいた１ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらのほう、第１の審査の概要でございます。

１．審査の対象としましては、会計管理者の所掌する一般会計、並びに国民健康保険事業、それから駐車場、中財産区、後期高齢者医療保険の４つの特別会計を対象としております。

２．審査の期間ですが、本年８月３日から８月27日までのうち、記載の７日間で審査のほうを行わせていただきました。

３．審査の手続でございますが、町長から提出された決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、それから財産に関する調書について計数に誤りはないか、財政運営は健全であるか、財産管理は適切であるか、予算執行が効率的か、などに主眼をおきながら、関係諸帳

簿や証拠書類等の照合、並びに担当職員からの意見の聴取を行いました。

資料２ページのほうに移りますが、４．審査の結果でございます。照合の結果、決算に計上された計数は誤りのないものと認められました。歳入での収入未済金、それから不納欠損、歳出での翌年度繰越し処理などはあったものの総体としては適正であると認められます。

なお、本町の普通会計の対象範囲が一般会計単独と同一であるため、先の会計の概要や分析につきましては、一般会計と普通会計の状況を兼ねるものというふうになりますのでよろしくお願いします。

その下の第２、決算の総括の１．一般会計の概要でございます。

表のとおり、令和７年度の一般会計は歳入決算額が203億9,019万１千円、歳出決算額が、201億4,003万６千円となり、形式収支につきましては２億5,015万５千円の黒字となりました。ここから翌年度へ繰り越すべき財源3,783万３千円を差し引いた実質収支は、２億1,132万２千円の黒字です。

しかし、財政調整基金の積立て、取崩し等を考慮した最終的に実質単年度収支につきましては１億6,020万４千円であり、依然として基金の取崩しによる財政運営が続いている状況がうかがえます。

決算額が歳入歳出ともに前年度を下回ったのは、離島留学学生寮の整備事業や中出張所整備事業などの大規模な建設事業、及び災害復旧事業の終了に伴い、その財源となる国県支出金や町債が減少したことが主な要因のようであります。

２ページの下のところから３ページのところになりますけども、予算の執行状況でございます。歳入の収入率が94.9％、歳出の執行率のほうが93.8％となっておりますが、翌年度への繰越し予算を除けば、それぞれ99.7％、98.6％となりまして、おおむね妥当な執行状況であると認められます。

続いて、２．特別会計決算の概要をご覧ください。

別会計４会計の決算収支の状況は表のとおりであります。全てが黒字または均衡決算となっております。

全体として、おおむね適正に運営されているものと認めますが、医療保険関係の会計につきましては、医療費動向でありますとか制度改正の影響を受けますことから、一般会計からの繰入金や基金残高の状況を踏まえた慎重な運営が求められます。

３ページ中段のところから４ページのところになりますが、第３．一般会計の状況、及び所見の１．歳入の状況でございます。

歳入の基盤となる町税、地方交付税等は、いずれも前年度のを上回り堅調な伸びを示しております。近年の物価上昇と賃上げの動きが影響しているものではないかと考えられます。

一方で、先ほど申した大規模建設普通建設事業の終了に伴い、国庫支出金、県支出金、それから町債は前年度を下回りました。今後も自主財源の安定的な確保、ふるさと応援寄付金の拡大、使用料手数料の水準の検証に努められたいと存じます。

４ページ中央からの各表をご覧ください。

こちらのほうが、町税等の不納欠損の額の状況、それから、収入未済の状況でございます。

この点に関し、担当課職員への聞き取り等を行ったところ、町税、保育料、公営住宅、住宅料、学校給食費などの現年分につきましては、いずれも高い収納率が確保されていることが確認されました。これはこれまでの徴収努力の成果として評価できるものであり、今後も高い水準を維持されたいと存じます。

一方で、時効消滅等に伴う不納欠損額が、一般会計全体で346万９千円発生している事実は重く受け止めるべきであり、高い収納率の裏で最終的に不納欠損を余儀なくされている状況については懸念が残ります。

また、諸収入の収入未済額が8,964万円ということで550％以上の急増となっておりますが、これは略式代執行の費用弁償金が7,719万７千円増加したことによるものであり、事案の性質上、回収は非常に困難であると予想されます。

続きまして、５ページのほうへ移りますけども、２．歳出のほうの状況をご覧ください。

性質別の歳出決算状況は表のとおりでございます。前年度に大規模な執行があった普通建設事業等の終了により、投資的経費が非常に減少に転じた一方で、扶助費をはじめとする社会保障関係経費は依然として高い支出水準で推移しております。これは高齢化の進展や子育て世代への支援拡充に伴い今後も増加が見込まれるため、事務事業の優先度を検証し、選択と集中を進める必要があります。

次に６ページのほうをご覧ください。上のほうが６年度繰越しの状況でございます。

繰越明許費と事故繰越を合わせた合計につきましては、件数で24件、金額で10億5,711万６千円となりまして、件数、金額ともに前年度を上回っております。

補助事業に係る国県の補正の時期などにより、年度内執行が困難となる事情を理解できるものの、中には毎年度繰越しが常態化している事業も見受けられます。事業計画の見直しの余地がないか十分に検証し、実効性のある進捗管理のもとで年度内執行の向上に努められたいと存じます。

その下、第４．特別会計の状況、及び所見でございます。

各会計ごとに目的に即した収支管理が行われていますが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの収納状況につきましては一般会計での指摘と同様であり、今後も高い収納率を維持するとともに、不納欠損の抑制に努めていただきたいと存じます。

また、駐車場会計につきましては、収支不足を基金の取崩しにより対応しているという状況であるため、料金設定であるとか管理運営の手法も含めた収支の改善の取組が求められます。

７ページのほうに移ります。第５．財政状況の分析、１．歳入・歳出構造の推移でございます。

一般会計の歳入歳出ともに前年度を下回りましたが、これは大規模事業の終了に伴うものであり、財政構造そのものが好転したわけではないということに留意が必要です。歳入面では依存財源に左右されやすく、歳出面では経常経費が高止まりしており、財政の硬直化が進んでるという状況でございます。

次に２．財政指標の状況のほうを見ますと、経常収支比率は88.0%、前年度比で0.6ポイント上昇し、弾力性の確保に向けた適切な管理が必要な状況でございます。

実質公債費比率につきましては10.1と下降しているものの、これは令和５年度に繰上償還を行った効果によるものであり、今後は町債残高の増加に伴い上昇していくことが予想されます。将来負担比率につきましては171.1%、9.6ポイント上昇しており、新たな町債の発行にあたっては事業の厳選と平準化が不可欠であると考えております。地方債残高につきましては先ほど述べたとおり上昇が続いており、抑制に努めていただきたいと思います。

その下の基金につきましてですが、各種基金の取崩しにより一般会計における基金残高は前年度から減少が続いております。

今後の公共施設の更新でありますとか大規模事業への対応を見据えますと、十分であると言いがたく、中長期の見通しを持った計画的な積立てとメリハリのある活用が必要であると考えております。

８ページの中段のところからでございますが、３．特別会計の財政状況につきましては基金残高が減少していることから、安易な取崩しに依存することなく中長期的な収支改善や給付負担の在り方について検討を進め、広域的な運営評価や保険料水準の統一を的確に対応していくことが求められます。

８ページの最後のところから９ページになりますけども、第５．今後の財政運営に関する

所見でございます。

人口減少や少子高齢化に伴い、自主財源の大幅な伸びが見込めない一方で、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などの財政需要は着実に増加しております。将来世代に過度な負担を残さない持続可能な行財政運営を実現するには、これまでの延長線上ではない抜本的な取組が必要であると考えております。

事務事業の選択と集中、組織体制の見直し、デジタル活用を推進し、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合、長寿命化を計画的に進めるとともに、ふるさと応援寄付金などの新たな財源の開拓に努め、限られた財源を真に必要な分野に重点的に配分することを望みます。

最後に、第６．結びのところをご覧いただきたいと思います。

令和７年度決算については、審査した結果、計数等はおおむね正確であり、予算の執行及び会計処理はおおむね適正に行われているものと認められました。ただし、本書において述べた事項、並びに今後の行財政運営に関する所見については、引き続き事務の改善と効率化、健全化に努められるよう要望いたします。

あわせまして審査の過程でありますとか例月の検査等の結果から、いくつか事項を指摘しております。

まず１点目につきまして、自主財源の確保でございます。

使用料手数料等の料金水準が長期間据え置かれている一方で、管理運営コストが上昇し不足額を一般財源で補填するという状況が続いております。受益者負担の適正化という観点から、施設ごとの運営経費と使用料収入の関係を明確にして、料金の見直しを図られたい。

また、ふるさと応援寄附金については、地域の資源を生かした魅力ある返礼品の開発でありますとか効果的なプロモーションを行うことによって、寄附金の拡大を図られたいと思います。

２点目、不用額の削減についてでございます。

一部の科目において、多額の不用額が生じております。当初予算計上時における見積りの精度向上と事業の進捗を踏まえた機動的な補正によって、適正な計上と不用額の縮減を徹底されたいと思います。

３点目に、負担金補助金交付金の支出でございます。

広域連合負担金、特に隠岐病院に関係する負担が重くのしかかっております。隠岐病院のほうでは経営強化プランなど策定されておりますので、こちらのほうの進捗状況等を進捗と実

効性を明確にして、負担金水準の抑制につながっているかどうかをしっかり検証していただきたい、そうしたことで協議を進めていただきたいところでございます。

また、補助金交付金につきましては、社会経済情勢の変化に対応しているかを検証し、廃止縮減を含めた見直しの計画を進められたいと明記させていただいております。

続きまして、決算審査と同時に行いました基金の運用状況の審査についての報告をいたします。11ページをお願いします。

定額資金を運用しております用品調達基金とそれから土地開発基金の運用状況について審査を行いました。審査の結果、基金の運用状況は表のとおりであり、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められました。

意見といたしましては12ページになりますけども、用品調達基金については施行規則を遵守した運用を心がけていただきたいとし、土地開発基金については将来の基金需要を見据え、今後の在り方について検討いただきたいとしております。

続きまして、普通会計の健全化、審査について報告いたします。

13ページのほうをお願いいたします。普通会計における健全化判断比率の４項目について審査を行いました。

審査の結果ですが、まず算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

意見といたしまして、赤字関係の比率は黒字であることから問題はなく、実質公債費比率の10.1％は昨年度より0.8ポイント下降し、将来負担比率の171.1％は9.6ポイント上昇した状況ですが、健全化判断基準の範囲内であり現時点で問題ある数値ではないと判断されますことから、是正改善を要する事項はないと判断いたしております。

公債費関係の財政指標は今後も上昇傾向が予測されますことから、財政措置について常に検討願いたいという認識をさせていただきいております。

続きまして、資料が変わりますが、公営企業会計のほうの歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

第１の審査の概要となりますけども、こちらにつきましては一般会計等と同様になりますので省略させていただきます。第２の審査の結果でございますけども、提出された決算報告書、財務諸表、決算付属書類については、計数に誤りがなく経営成績及び財政状況に適正に表示しているものと認められました。

２ページに移りますけども、執行状況について申し上げます。金額は全て税込みでござい

ます。

まず、(1) の水道事業、①収益的収支をご覧ください。

収益的収入については、予算額に対して収入額が６億1,646万３千円で収入率96.9%、支出につきましては、支出額が５億8,281万円、執行率としては93.9%となり、収支差引きは前年度より2,625万円増加し3,365万３千円の黒字となっております。

水道料金などの営業収益につきましては、昨年度、隔月検針開始による調定の方法変更に伴う減少が解消されたため、前年度比として2,416万１千円の増額となっております。

次に②基本的収支のほうですが、資本的収支の収入につきましては実績で２億73万１千円、資本的支出のほうが実績で、３億8,696万７千円となりました。

これにより、生じた収支額１億8,623万５千円については、消費税等資本的収支調整額や当該年度の損益勘定留保資金などで適正に補填されています。

最下段の (2)、下水道事業の①収益的収支に移ります。

下水道事業の収益的収入は予算額に対して収入額が７億9,413万２千円、収入率78.5%となり、支出のほうは、支出額が９億3,575万４千円で執行率96.3%の執行をいたしております。

３ページのほうになります。②の資本的収支についてですが、下水道事業の資本的収入は実績13億2,501万９千円。資本的支出のほうが実績で13億1,325万１千円となりました。

資本的収入の額のうち、翌年度へ繰り越される支出の財源を除いた資本的支出額に不足する額は、繰越工事資金で補填されております。

３ページ中段のところから、３．経営状況について、こちら金額税抜きとなりますが、まず (1) 水道事業ですけども、損益計算書のほうによりますと、営業収益は３億7,633万５千円で前年度比6.2%増となっております。

給水人口は前年度から304人減少したものの、有収水量が82,687㎥、6.1%増加となったため、増収となっております。

一方で、業種費用は５億1,308万６千円に抑えられたものの、本業の収支を示す営業収支では１億3,675万２千円の営業損失が発生しております。

しかし長期前受金戻入などの営業外収益の計上によりまして、最終的な当年度の純利益につきましては、2,980万５千円の黒字を確保しております。

下段の (2) 下水道事業のほうをご覧ください。

損益計算書による営業収益は１億8,410万２千円、下水道使用料が１億3,553万２千円を確保しておりまして、処理水量は3.5%増、有収水量8.0%の増となっております。一番下にな

りますけども、下水道事業費用は８億489万４千円、差引きで６億2,079万２千円の営業損失が発生しております。

営業外収益として長期前受金戻入など４億4,866万４千円の利益を計上したことで、当該年度の純損失は１億7,215万３千円の赤字となっており、これにより当年度末の未処理欠損金は３億3,716万７千円となっております。

４ページの中段のところから、第３、審査意見でございます。

１点目が健全な企業運営についてです。水道事業は純利益は確保しているものの、営業収支は損失です。人口減少に伴う有収率の低下が懸念されますので、施設の老朽化対策や耐震化といった将来の更新需要に対応できるだけの収益的収支の改善を求めるものであります。

下水道事業につきましては、施設整備のまだ途上にあるということでございますけども、減価償却費や企業債利息の負担が重い経営状況となっておりますが、整備の進捗に応じた効率的な維持管理、使用料収入の確保、接続率の向上を中長期的な視点で進める必要があると思います。

２点目として収入未済金についてです。

まず水道事業ですが、今年度の収入未済金が令和６年度の1,648万９千円から令和７年度は1,494万４千円と減少いたしました。７年度分の収入未済の減少額154万５千円のうち３万２千円は、不納欠損処分によるものであります。

50万以上の大口の未納者につきましては、前年度から２名減ったものの依然として３名の方がおり、適切な回収対応が必要と考えております。

下水道事業につきましては、過年度分の未収金が令和６年度の128万１千円から令和７年度につきましては146万９千円、18万８千円増加しております。これにつきましては４万２千円の不納欠損処分をした後の数字でございますが、増加している点については問題でありまして、住民負担の公平性と経営安定のため、より一層の徴収努力を求めるものでございます。

最後に、公営企業の経営健全化の審査結果について申し上げます。

６ページのほうをご覧いただきたいと思いますけども、審査の結果でございますが、資金不足比率、その他算定基礎及び比率が適正に作成されているかを審査するものでございますが、書類のほうは適正に作成されていることを認めました。

なお資金不足比率は、健全化判断比率における実質的な資金不足を生じていないため、当該比率は生じないことから、問題はなく、是正改善を要する事項はありませんでした。

以上をもちまして、令和７年度の決算審査とあわせて行いました関係する審査についての

監査委員からの報告といたします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、令和７年度決算審査報告を終わります。

日 程 第 ８．議員提出議案の上程及び審議

議員提出議案の上程及び審議を行います。

本日、お手元に配付いたしましたとおり、１件の議案が提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により、委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

提案理由の説明を行います。

発委第４号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（　「議長」と呼ぶ者あり　）

村上謙武議員。

○8番（ 村 上　 謙 武 ）

それでは発委第４号「隠岐の島町議会会議規則の一部を改正する規則」の提出について提案理由の説明をいたします。

お手元にありますように、本議案は電子表決システムによる採決を導入するにあたり、会議規則を整備する必要があり新たに条文を追加するものであります。

現在、本町議会では起立による採決を行っておりますが、目視による判定から電子システムによる採決、いわゆる押しボタンによる採決をすることにより正確・迅速な採決を採ることが可能になってまいります。

また、各議員の賛否を議場内のモニターに即時表示することにより傍聴人にとって分かりやすくなるとともに、議員の意思表示がより明確となるものであります。

議員各位におかれましては、電子表決システムによる採決の導入について、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（ 安 部　 大 助 ）

以上で、提案理由の説明を終わります。

発委第４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（　「なし」の声を確認　）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、起立によって行います。

発委第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（　起 立　　全 員　）

起立全員であります。

したがって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

以上で、議員提出議案の上程及び審議を終わります。

日 程 第 ９．休会について

休会についてを議題といたします。

お諮りします。

９月 10 日、11 日は全員協議会、９月 14 日は委員会開催のため、本会議を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

異議なしと認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、９月 15 日に開き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（　散　会　宣　告　　１１時１８分　）

以　下　余　白